

千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会
議 事 録

日時：平成 25 年 3 月 14 日（木）
13 時 30 分～

場所：京葉銀行文化プラザ 6 階「襷Ⅱ」

目 次

1.	開会	1
2.	環境生活部長あいさつ.....	1
3.	廃棄物・リサイクル部会長あいさつ.....	3
4.	議事.....	4
	(1) 報告事項	
	ア 第8次千葉県廃棄物処理計画について.....	4
	① 千葉県における廃棄物の現状について	
	② 千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について	
	イ 千葉県市町村災害廃棄物マニュアル策定 ガイドライン（案）について.....	17
	(2) その他.....	27
5.	閉会.....	32

平成25年3月14日

【司会】 それでは、大変お待たせいたしました。ただいまから、平成24年度千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会を開催いたします。

本日は、委員総数8名に対しまして6名の委員のご出席をいただいております。出席者が過半数に達しておりますので、千葉県行政組織条例第32条の規定によりまして、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第9条及び第10条の規定によりまして、原則公開となっております。

本日の会議及び会議録につきましては、特段公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、千葉県環境生活部・戸谷部長からご挨拶を申し上げます。

【戸谷環境生活部長】 皆様、こんにちは。よろしくお願いたします。環境生活部長の戸谷でございます。本日は年度末のお忙しい中、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会にご出席を賜りましてありがとうございます。

この部会をご案内のとおりでございますけれども、廃棄物処理や資源循環の推進にかかる重要な事項に関することについて、委員の皆様にご審議いただくものでございます。

千葉県ではこれまで、市町村や民間事業者などの協力を得まして、資源循環型社会への転換を図るために、いわゆる3Rの推進に努めるとともに、廃棄物の適正処理に向けまして監視や指導などに取り組んでまいったところでございます。

平成23年3月には、お手元の黄色い冊子でございますが、平成27年度を目標年度といたします第8次千葉県廃棄物処理計画を策定いたしました。廃棄物処理に関する目標数値を定めた上で、資源循環型社会への転換のさらなる推進や、適正処理の確保に向けたさまざまな施策に取り組んでいくこととしたところでございます。

また、本年4月からでございますが、これまで市町村で不燃物や粗大ごみとして回収さ

れ、埋め立て処分されておりました使用済み小型家電等につきまして、いわゆる小型家電リサイクル制度が施行されることになりました。県としても最終処分量の削減、再生利用率の向上などが期待できることから、市町村における取り組みが広まるよう、情報提供などの支援を行ってまいりたいと存じます。

このほか、本県における廃棄物の処理などに関する状況につきまして、この会議を使わせていただきまして、最後にご報告をさせていただきたいと存じます。

委員の皆様には、廃棄物処理計画に定める施策の推進や、今後、県として取り組んでいく廃棄物行政の課題に関しまして、忌憚のないご意見、ご提案を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 本日は、平成23年7月に環境審議会の委員改選が行われてから初めての部会の開催となりますので、議事に先立ちまして、事務局から当部会の委員の皆様をご紹介します。お手元にお配りしております委員名簿の順にご紹介させていただきます。

廃棄物・リサイクル部会の部会長の瀧和夫委員でございます。

亀田郁夫委員でございます。

横山道子委員でございます。

飯田和子委員でございます。

井上健治委員でございます。

杉田昭義委員でございます。

なお、宮脇健太郎委員、小関常雄委員は本日所要により欠席との連絡をいただいております。

【司会】 以上8名の委員の皆様で、当部会でのご審議等をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日出席しております主な県職員をご紹介します。

戸谷環境生活部長でございます。

高橋環境対策監でございます。

玉田資源循環推進課長でございます。

石渡廃棄物指導課長でございます。

松尾資源循環推進課副課長兼資源循環企画室長でございます。

内藤資源循環推進課事業推進室長でございます。

森廃棄物指導課副課長兼指導企画室長でございます。

【司会】 それでは、会議に入ります前に、ここで本日の資料を確認させていただきます。配付させていただきました資料一覧によりまして確認させていただきたいと思っております。

資料1 「千葉県における廃棄物の現状」

資料2-1 「第8次千葉県廃棄物処理計画の進捗状況について」

資料2-2 「千葉県廃棄物処理計画（平成23年度の各施策の取組み状況）」

資料3 「千葉県廃棄物処理計画（概要版）」

資料4-1 「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン（案）について」

資料4-2 「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン（案）」

その他 廃棄物処理計画、報告事項資料4種類

以上でございますが、よろしいでしょうか。

それと、大変恐縮ですが、本日、戸谷部長におかれましては、所用によりまして、会議の途中で退席させていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それでは、これより議題のご審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定によりまして、瀧部会長をお願いしたいと思います。

それでは、瀧部会長、よろしくお願ひいたします。

【瀧部会長】 それでは、ただいまから千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会の議事に入りたいと思っております。

議事に先立ち、委員改選後、初めての部会となりますので、部会長として一言ご挨拶申し上げます。

平成23年7月に環境審議会の委員改選が行われまして、当部会が、先ほど事務局からお話いただきました8名の委員で進めていくことになりました。引き続き委員に就任いただいた方、新たに就任された方もおりますが、さきの改選により前部会長が退任ということになりまして、私がその後を引き継ぐことになりました。改めまして、ここで、よろしくお願ひしたいと思います。

この部会は、千葉県の環境審議会を構成する一つの部会であります。廃棄物処理や資源循環の推進に関する重要事項を審査するとなっております。本日は、ご案内のとおり、千

千葉県における資源循環型社会の構築や、最適な処理の確保という事柄に向けての基本方針、あるいは計画を策定していく千葉県廃棄物処理計画の推進状況などについてご審議いただくことになっております。

この計画は、千葉県における廃棄物政策の根幹をなす計画であり、その着実な実行が求められております。計画に定める目標の達成、それに向けて委員の皆様から忌憚のないご意見、あるいはご助言をいただきたいと考えておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

また、最近の国会などの、あるいは世の中の動きとして、いろいろな読み方はあろうかと思えますけれども、ここ10年前後にわたっての不景気から大分脱却して、景気が上向くかのように感じられるわけです。そういう状況に入ってきますと、また、いろいろ廃棄物と言われるものが出てくるということで、それに向けて千葉県としての最適な扱い方が、今まで以上に求められてくるのではなかろうかということを感じております。

また、廃棄物という考え方から、これからの世の中は資源の有効利用、あるいは資源へのリターンというものに向けての考え方、あるいは実際の実行ということに入ってきているのではなかろうかと思えますので、そういうことも含めて、千葉県における最適な事柄とは何なのかということも含めてご検討、あるいはご助言をいただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしく願いしたいと思えます。また、今後、この委員会がスムーズにいくよう、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、初めに、本日の議事録署名人を私から指名させていただきたいと思えます。議事録署名人として、横山委員と飯田委員にお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日は、審議事項はありません。報告事項が2件となっております。

初めに、次第に従いまして、ア 第8次千葉県廃棄物処理計画について、この中には2つの事柄がありますので、これをまとめてご説明いただきたいと思えます。

では、事務局、よろしく願いいたします。

【松尾室長】 それでは、事務局から第8次千葉県廃棄物処理計画について、1つ目の千葉県における廃棄物の現状について、及び千葉県廃棄物処理計画の進捗状況についてを一括してご報告させていただきたいと思えます。

初めに、この報告の前に、第8次千葉県廃棄物処理計画の概要について、簡単にお話し

させていただければと思います。皆様のお手元に黄色い冊子で、千葉県廃棄物処理計画が配付されているかと思いますが、本日の資料3の「千葉県廃棄物処理計画（概要版）」に基づきまして、簡単にご説明させていただければと思います。

概要版の1ページをお開き願えればと思います。1つ目に、計画の基本事項ということで、計画の位置付けということが書かれております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で環境大臣、国は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量、その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針を定めなければならないと定められております。また、都道府県につきましては、国の基本方針に即し、都道府県の区域内における廃棄物の減量、その他適正な処理に関する計画を定めなければならないと定められております。

そこで、千葉県では、国の基本方針に即するとともに、県政全般に関します最上位の基本的かつ総合的な計画、千葉県総合計画、並びに県の環境行政のマスタープランでございます千葉県環境基本計画を上位の計画といたしまして、廃棄物を取り巻く諸問題への対処を図りながら、ものを大切に、持続可能な資源循環型社会への転換を一層進めるための計画といたしまして、前回の第7次計画の進捗等を検証しながら、その状況を踏まえまして、平成23年3月に、お手元の第8次処理計画を策定させていただいたところでございます。

この計画では、(2)に計画期間ということで、「平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする5か年計画とするとします」という、平成27年度を目標年度としまして、初年度、23年度の結果が取りまとまりましたので、その結果のご報告をさせていただく形になります。

この計画の基本方針を定めているわけでございますけれども、お手元の資料の5ページに基本方針と計画目標ということで、第8次処理計画の基本方針を4つ定めています。

4つの基本方針で、1つ目が、『3Rの推進』及び『適正処理の推進』を基本とした上で、県民・民間団体、事業者、行政等のパートナーシップにより、“もの”を大切にする持続可能な資源循環型社会への転換をさらに進めます」。

2つ目としまして、「“もの”が製造されてから使用、廃棄に至るまでのライフサイクルのすべての段階において、低炭素社会の形成に向けた取組みにも配慮しつつ、環境への負荷の低減を図るため、各主体がそれぞれの役割を円滑に果たせるような施策とします」。

3つ目といたしまして、「依然として高い水準にある廃棄物の排出量や根絶に至らない

不法投棄の問題など、本県を取り巻く廃棄物に係る問題と課題を踏まえた実効性のある施策を実施します」。

4つ目といたしまして、「これらを踏まえ、施策体系を“もの”のライフサイクルの流れに沿って整理した上で、各種施策を展開します」という以上4つの基本方針を定め、資料の6ページにございます目標値ということで、目標年度の平成27年度に一般廃棄物における目標値を、3つ示してございます。

1つ目といたしまして、ごみの排出量を220万トン以下と定めております。これは、資料の下のほうに表4-2-1がございませけれども、現状の平成20年を基準年度として推計いたしまして、平成27年度に一般廃棄物、ごみの排出量を220万トン以下にしますという目標を立てております。括弧書きのところで、「一人1日当たり960グラム以下」でございませ。220万トンの廃棄物を県民が1人ずつ1日に排出する量に計算したときに、960グラム以下にするようにしますということで定めたものでございませ。

2つ目の目標といたしまして、廃棄物の再生利用率を30%以上にしますという目標を上げております。

3つ目といたしまして、一般廃棄物の最終処分量を13万トン以下にしますというように、一般廃棄物に係る目標を定めております。

また、産業廃棄物における目標といたしまして、同じように3つございませ。

1つ目といたしまして、平成27年度における産業廃棄物の排出量を2,400万トン以下にしますという目標がございませ。

2つ目の目標といたしまして、産業廃棄物の再生利用率を61%以上にしますという目標を定めております。

3つ目といたしまして、産業廃棄物の最終処分量を61万トン以下にしますという目標を定めております。

これら一般廃棄物における目標3つ、産業廃棄物における目標3つに向けて、基本方針をもとにいろいろな施策を展開するわけがございませけれども、展開する施策といたしまして、資料7ページに大きく5つの施策体系を示させていただいております。

1つ目といたしまして「資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進」、2つ目といたしまして「資源循環の基盤となる産業づくり」、3つ目といたしまして「廃棄物の適正処理の確保」、4つ目といたしまして「廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶」、5つ目といたしまして「持続可能な資源循環型社会の構築に向け

た仕組みづくり」という5つの施策の柱を上げて取り組んでいくこととしております。

これらの施策等を進めているわけですけれども、初年度でございます平成23年度の結果が取りまとめられましたので、ご報告させていただきます。資料1と資料2-1で現状、進捗についてご説明させていただきます。

まず、お手元の資料1でございますが、一般廃棄物の取りまとめが上のほう、産業廃棄物の取りまとめが下のほうに書かれております。そして、一般廃棄物の1つ目の総排出量、先ほどの目標の排出量を平成27年度に220万トン以下にしますというものでございますが、平成23年度の廃棄物の排出量は既に220万トンでございます。計画を立てる際の基準年でございます平成20年度から見ますと、11万トン減少しております。

実際には、23年度の実績と27年度の目標値は既に同じということでございますが、資料の2ページをお開きいただきますと、平成15年からの状況について、グラフで示させていただいております。上の「ごみの総排出量と一人1日当たりのごみ排出量（排出原単位）の推移」というグラフでございますが、下のほうに青い棒グラフがあるかと思えます。平成23年度220万トンということで、3,000トンが四捨五入でもって220万トンになっておりますけれども、ごらんになっていただいておりますように、平成21年、22年、23年と横ばい傾向という形になるかと思えます。

次に、一人1日当たりのごみ排出量ということで、220万トンを県の人口で割って365日に出したものでございますけれども、上の青い三角のマークが入っている折れ線グラフが県の人口でございます。23年度は616万7,000人ということで、この人口で220万トンを一人1日当たりにはしますと、976グラムという数字になります。これは、27年度の目標960グラムまであと16グラム努力が必要という数字になっております。計画を立てた平成20年度の数字を見ますと1,037グラムということで、約60グラム減量化されております。

廃棄物の排出量が23年度220万トン、また、目標年度も220万トンですが、目標年度960グラムに対して、23年度が976グラムということで、16グラム差がございます。これは、23年度は616万7,000人という人口でしたが、平成27年度の目標を立てるに当たりまして、将来人口の推計値を使っております。平成27年度の人口が625万9,000人と、人口がもっと増えるという推計で算出しておりますので、一人当たり960グラムという目標値になっております。

ただ、千葉県的人口が減っている傾向もあるようですので、今後、廃棄物の発生量と人

口の増減によって、この辺の動きがあるかと思えます。

次に、1ページにお戻りいたしまして、再資源化というところをごらんいただければと思います。一般廃棄物の表の真ん中から下あたりのところでございますが、再資源化ということで、量のほうは、27年度の目標66万トンに対しまして、平成23年度の実績が53万1,000トンということでございます。

これは再資源化量でございますので、計画を立てましたときの平成20年度が56万1,000トンですから、目標を立てたときよりも、再資源化量が約3万トンほど減っております。目標が66万トンでございますが、あと13万トンを増やさなければいけないという形になるかと思えます。

再資源化の率でございますけれども、23年度24.1%、目標年度30%に対して、あと5.9ポイントということでございます。

このことにつきましては、4ページのグラフをごらんになっていただきますと、上のほうに再資源化量の推移、下のほうに再資源化率の推移ということで出ております。約54万トン前後のところ、ここ数年横ばい状況になっております。ただ、目標が66万トンでございますので、一層の努力が必要でございますし、下の再資源化率をごらんになっていただきますと、25%の下のところで動いております。ところが、下に赤い折れ線がありますが、これが全国の平均でございます。全国平均は、平成15年頃は千葉県と大きく離れておりましたが、だんだん近づいてきている状況でございます。今後、一層の再資源化の施策の展開が必要かと思われます。

次に、1ページの下、産業廃棄物という表をごらんいただければと思います。こちらも同じように、産業廃棄物の総排出量、平成27年度の目標が2,400万トンということで、基準年20年が2,488万トンから約88万トン減量する目標でございますが、平成23年度の産業廃棄物の排出量が2,204万トンということで、大きく目標を下回っております。これにつきましては、産業廃棄物の排出量が経済情勢の影響を非常に受けやすいことが影響しているかと思えます。今後の経済動向によりましては、このまま低い値を維持するためには、それなりの施策の展開が必要になってくると思えます。

これにつきましては、6ページに表とグラフで出ておりますが、下に棒グラフがございます。黄色いところが排出量、青いところが有償売却量ということで、全部合わせまして工場等の製造の段階からは廃棄物としてなるのですが、そこで出たもので有償で売却できるものが青い部分に入っていて、これを除きまして、産業廃棄物として外に出ていく

ものが、排出量として黄色い棒グラフになっております。

排出量のトレンドを見るには、順番を変えたほうがよかったかもしれませんが、ここ数年、2,150万とか2,160万といったところで推移している傾向でございます。

次に、産業廃棄物の再資源化についてでございます。お手元の資料の1ページの表でございますけれども、量のほうは、平成20年度の基準年が1,445万トン再資源化されておりました。これが、27年度の目標値といたしまして1,464万トンということで、約20万トン程度の増加を目標としております。

実際にはどうかといいますと、21年、22年、23年ということで表に実績値が入っております。23年度が1,336万トンということで、基準年、あるいは目標年の値に対して下回った形になっております。再資源化の量が基準に対してかなり低い値なのですが、排出量そのものも低くなっておりますので、再資源化の率といたしましては、1つ下の行でございますけれども、基準年が58%で、目標年が61%としておりますが、23年度の実績で60.6%ということで、排出量に対する再資源化率はかなり高い値になってきているかと思えます。

また、産業廃棄物の最終処分量でございますけれども、表の一番下でございます。基準年度の20年度に69万トン最終処分されていたものを——平成27年度には62万トンと入っているかと思えますけれども、61万トンの誤りでございます。申しわけございません、訂正していただければと思います。最終処分量、27年度には61万トンを目指して努力するという計画でございますが、実績といたしましては21年、22年、23年と40万トン台で推移しております。これも、全体の排出量が減少している影響があるかと思えます。

いずれにしましても、産業廃棄物の量は経済動向に非常に影響されやすいかと思えますので、最終処分量についても、既に計画の3分の2ぐらいの値で動いていますけれども、27年度、これを維持するためには、それなりの取り組みが必要かと思えます。

資料1を使って、実は資料2-1に当たります進捗状況についてもあわせてお話しさせていただきます。資料2-2がお手元にあるかと思えます。「千葉県廃棄物処理計画～平成23年度の各施策の取組み状況～」ということでございます。これは、先ほどの目標に向かいまして、県として取り組むべき5つの施策、先ほど処理計画のところの説明いたしましたけれども、この施策を実際にどういうふうに展開しているかという、計画内容と取組みの状況をま

とめているものでございます。

この計画自身が5カ年計画でございます。23年度は初年度ということで、評価というところに○、△がついておりますけれども、23年度単年度の状況でつけさせていただいております。最終的に27年度にどうかという評価をするものでございまして、5年間の計画の中で23年度に何をするかということで、皆さん、計画を進めているわけですが、その23年度計画していたものに対してどうだったかということで、一応×という選択肢もあるんですけれども、今回は○と△ということでつけております。

△であっても、27年度のときに○に変わるようなプランもございますし、今、○であっても、場合によっては変わってしまうこともあり得るかと思えます。

1ページ目の概要のところでは幾つかコメントさせていただければ、例えば、1つ目の「資源循環を推進するためのライフスタイルづくりと適正な廃棄物マネジメントの推進」の2つ目の「市町村との連携の強化」というところは△になっております。△になっているとはいえ、実際には市町村の職員を対象といたしました研修会や各情報の提供等、あるいは、市町村との意見交換会を開催したりという形でもって連携を強めるような施策は実際に展開しております。

しかし、細かな事業の計画、5年間通しての計画の中でまだ取りかかっているとか、取りかかっているけれども十分ではないという項目があったりいたしまして、ここでは△という評価になっておりますが、全く手つかずということではなくて、取り組んでいるけれども、一部の項目について、長い目を見たときに、23年度についてはという形でもって△にさせていただいております。

また、4つ目に「廃棄物の不法投棄・不適正処理の根絶」というのがございます。1つ目の「環境美化意識の向上と実践活動の推進」というところが△になっているかと思えます。これは何かと言いますと、ご承知のとおり、ごみゼロ運動ということで、空き缶やごみを5月の末に市町村と共同で拾うということをやっておりますが、平成23年度は、実は天候が雨でございまして、15市町村で実施が中止されました。その結果、39市町村での実施になってしまったということでございます。

ちなみに、24年度は天候に恵まれて、全市町村で実施することができております。缶の回収量や動員数を見たときに、23年度については、天候が原因ではありますが、△という形で評価させていただいたという形でまとめたものでございます。

2ページ以降には、その辺の細かい内容が記載されておりますが、後でござらんだけ

ればと思います。

1つ目の議題につきまして、報告はこれで終わらせていただきますが、皆様方からいただくご意見を今後の施策に展開させていただければと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

【瀧部会長】 ありがとうございます。

私から、事務局からご説明いただく前に、一言申しておかないといけなかったことがありましたので、つけ加えさせていただきます。

この委員会の趣が今までと若干変わったところがあります。これまでは、千葉県の廃棄物処理計画の進行管理については千葉県廃棄物対策推進会議で行ってまいりました。しかし、行革によって会議等の見直しが行われておまして、同会議が廃止されたために、その役割をこの分科会のほうで行なうこととなりました。そういうことも踏まえて、本日、事務局からお話いただいたということになっております。

今の事務局からのご説明に対して、何かご意見、あるいはご助言等がありましたらお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

私のほうから1つだけ伺いたいことがあります。概要版の6ページに一般廃棄物における目標というのがあって、そこに、ごみの排出量を220万トン以下にしたいと、再生利用率を30%、最終処分量を13万トン以下にしたいということですが、この数字を足し算引き算していきますと、141万トンぐらい、今の数字に乗ってこないものがあるように感じるのですが、これはどこへ行ってしまいますか。

燃やしてなくなるということでしょうか。もし、燃やすということになると、ただ燃やしてなくなるのか、あるいは、発電して回収するとかを考えておられるのであったら、再生率のパーセンテージがもう少し上がるのかなということも感じるものですから、このあたり、どのように考えたらよろしいのか。

【松尾室長】 資料1の3ページの下に、ごみ処理方法の推移というのがございます。直接焼却量というのが一番下の水色のところでございまして、220万トンのうち、164万1,000トンが直接焼却炉に入っている値になっています。

これを燃やした残渣物が、資料の5ページの最終処分の状況というところに棒グラフがございまして、縦軸のとり方がゼロからじゃなくて、100から始まっていますので、一番下の青いところが本当はもっと長いのですけれども、圧縮されてしまっています。青いところは焼却残渣で、23年度は12万9,000トンが焼却残渣ということで、先ほどの

直接焼却等の焼却炉からの残渣物がここまで少なくなって埋め立てられているということ
でございます。

おっしゃるように、燃やしてしまって埋め立てに行く分が減っているというふうに理解
していただければよろしいかと思います。

【瀧部会長】 そうすると、ご説明の3ページの薄い水色で書いた164万トンという
のが、ただ単に燃やしてなくなっている、ある意味で、資源循環型という表現ですら
ば、もうちょっと利用の仕方を今後考えていかないといけないという感じがしますけれど
も。

【松尾室長】 申しわけございません、焼却した中から全ての量が埋め立てにいくわけ
ではございません。灰の有効活用ということで、熔融スラグとして路盤材等に活用したり、
セメントの原料として活用することも当然取り組んでいるところでございます。

あと、燃やすときに熱が出ますので、この熱を活用いたしまして、蒸気を起こして発電
するということにも利用されております。

【瀧部会長】 ですので、そのあたりをもうちょっとカウントしていくと、30%がも
っと高くなる可能性があるということですね。そんな理解でよろしいですね。

【松尾室長】 はい。

【玉田課長】 実は、この計画の中では、それについてどれだけかというのは弾いてお
りません。最近ですと、成田富里でつくったごみ清掃工場でも発電をしていると。ただ、
実際にそれを再生利用としてどうカウントするのかというところがございますので、今計
画の中では、それを再生利用率の中に入れるということはしてございません。

次期計画に向けて来年度から少しずつ作業を始めようと思っておりますけれども、そう
いうのも足して直接ここに入れると、考え方として、国のいろいろな統計と合わなくなっ
てまいりますので、違う形で表現することができないかというのは、次の計画の中でも考
えながら、逆に今後、計画をつくる際には、この部会にもご相談させていただくことにな
りますので、その中で、また少しご相談させていただければと思います。

【瀧部会長】 そうですね。廃棄物、廃棄物と言って、廃棄されたときにはものとして
見えますが、それはマテリアルというものとエネルギーの2つが1つの「もの」として見
ているとみることが出来ます。ここに上げているのは、今おっしゃられたように「もの」
についての動きを表現していて、エネルギーのことについては抜けてしまっているような
気がします。これから全ての「もの」の有効利用という意味では、エネルギーも統計の中

で見えるようなものに持っていくのが必要になってくるのではという気がします。次の、あるいは将来、そういうものが見えるような形にご検討いただければと思います。

ほかに何かございますか。

【横山委員】 今のお話に関連いたしまして、熱回収率によって、例えばプールなどにいろいろ利用されていると思うのです。そういったものも資源として利用されているということをごきちっと把握して、こういったところの中に見える形で示していくのは重要なことではないかなと感じます。私も先生と同じように感じました。

【瀧部会長】 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

杉田委員から、お願いします。

【杉田委員】 私ども産業廃棄物の処理業界といたしまして、ここ（資料2-2 11ページ V3）に書いてあります「産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方」ですけれども、3.11の地震によって、最終処分場の不足が非常に大きな問題になりました。災害廃棄物の受け皿となる最終処分場について、ここできっちりうたってもらって、最終処分場の必要性を県民の方々に対して理解していただく形を取った方が良いと思います。

また、最終処分場を確保する為には、県民への説明責任が問われますので、長期的な形でアピールしていかないと、最終処分場が困ったときをお願いしてもできないので、最終処分場の必要性についてうたわれたほうが良いのではないかと思います。特に△になっていて、長年△が続いてしまっている形になっている最終処分場に関しては、私たち民間も頑張りますが、県も含めて、最終処分場のあり方については検討をして頂き、具体的に盛り込んでいただければと思っています。

【瀧部会長】 いかがでしょうか。評価の部分ですね。

【松尾室長】 ありがとうございます。廃棄物最終処分場の公的関与ということでございますが、ただいま千葉県で関与しております、まちづくり公社の富津最終処分場というのが1つございます。そちらでは、県内の中小事業者から発生する産業廃棄物を受け入れ支援するというのもって設置して行っているところでございますが、それとは別に新たな最終処分場の必要性、あるいは、今、杉田委員からお話ございましたように、災害時の廃棄物の受け入れということも見た形で今後、考えていく必要はあるかと思います。その辺については今後、あり方等も含めて研究していければと考えます。

【杉田委員】 処理施設をつくるに当たって、県民の方々の理解が必要になりますので、その中でも、県民の方々に対して施設の必要性を年間通してうたえるような形を、こうい

うところにうたっていったほうがいいのではないかと思うのです。こういう災害がありましたので、みんな頭には入ってくれていると思いますので、市民の方々の理解を得るための何か基本的なものを少し考えたほうがよろしいのではないかなと思います。

私たちが住民説明をする中で、その辺が非常に問われるところであります。国の考え方、県の考え方、当然、市の考え方もあると思うのですが、それが市民の方々に伝わっていないのが多いと思います。その辺、県のほうから県民の方々に必要なものだという形の認識を訴えていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【瀧部会長】 いかがでしょうか。特に、民間のほうの廃棄物最終処分関係は一生懸命、多分、杉田委員のご発言は、努力しているのだと、それが△というのでは物足りないのではないかということだろうと思うのですが、そのあたり、ご配慮できるかどうか。あるいは、1ページのところで摘要欄が真っさらになっていますから、このあたりに何か一言、例えば、公的な部分だけについてのみの話であって、民間の処理場についてはここに含んでいないというような、努力のあとが少しでも入るようなものができるのかどうか。

【松尾室長】 公的関与の処分場という前提のもとに、その必要性等について研究していく中で、市民、県民等に必要に応じた説明等はしていかなければならないと思っております。

【瀧部会長】 そういうことですね。

【松尾室長】 はい。

【瀧部会長】 ですので、これを一般県民の方が見たときに、民間の処理場も全部、十把一絡げで見ると思うのです。そういう意味で、これは公的な機関のみの話であって民間は含んでいないとか、そういう一言が摘要のあたりにでもあると、杉田委員のご懸念が和らぐのではないかなという気がするのです。

いかがでしょうか。ご検討いただけますでしょうか。

【玉田課長】 今回は23年度の部分ということだけでしております。来年度以降になりますと、23、24年度、あるいは年度を通じた部分での評価になってまいりますので、実際の話として、昨年、災害廃棄物の問題や放射能の関係など、処分場に対する環境が非常によくない状況等もございましたので、あまり具体的には手をつけられなかったという部分がございます。

ですので、来年度以降、来年今ごろの時期に、この中の進捗状況等についてご報告させていただきますので、その中で工夫させていただければと。今回は初年度の部

分というだけでございますので、それでご了解いただければと思います。

【瀧部会長】 杉田委員、いかがですか。

【杉田委員】 特に私ども最終処分場は、県民の理解があつての事業だと思つていますが、その辺をどのように訴えていくのかが、今のところ見えにくいと思つました。最終処分場の必要性についてもう少し具体的にアピールして頂き、統一して頂きたい。処分場のあり方についてぶれますと、今回の放射能の問題もそうですけれども、非常にできにくくなつたり、アレルギーになつたりしてしまうので、県民の理解が得られるように必要性を明確にして頂いたうえで、アピールしていただければと思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

【瀧部会長】 ご検討いただくということで、よろしいですか。

そのようなことで、少しご検討いただいて、県民の方々にわかるような形にしておいていただきたいと思ひます。

井上委員、いかがですか。

【井上委員】 私はいつも講座等でお話しして、市民の方の現状の形ですけれども、一般の廃棄物のリサイクル率は24%ぐらい、千葉県は結構高いですが、産廃は60%で、かなりレベルの高いところだと90%を超えますという話をすると、全部産廃に出せばいいのではないかという市民の方が多いのです。仕組みが違います、背景が違いますでは納得されない方がすごく多いのです。

この辺は、ちょっとうまい言い方、的確にその答えになることを教えていただければと思ふことと、先ほど小型家電リサイクルの話が出まして、国が進めていくようですけれども、出す方は当初、無償になると思ふのです。持って行って、リサイクル費用は其中で賄っていくと思ふのですけれども、いずれは引き取り、持っていくと幾らぐらいになるという感じになっていくと思ふのです。ペットボトルとかを見ていてもそうだと思ふのですけれども、これをぜひ、27年度の中に入れるのは無理だったかもわからないですけれども、早く進めていただきたい。

先進県になつてもいいと思ふのです。金だけでもこの国には、世界中の16%も含まれているわけですから、この辺の意識を住民の方が持てば、日本は資源の枯渇した国ではなくて、今、資源大国です。そのうち、焼却場の中からいろいろなものを出せる技術も多分出てくると思ひます。この辺の意識をどんどん県民に変えてもらう、要するに、家庭アーバンマイン、家庭鉱山の部分をしっかりつかまえて、費用のかかるリサイクルよりもそつ

ちのほうを先行していただくほうがいいのではないかという気がするのです。住民が持って行って、お金がバックされて、今のリサイクル法のように処理費用をつけて出すのではなくて、住民に返っていく。500円、200円でも構わないです。レジ袋の2円とかでも主婦の方は動くわけです。その辺のことも含めて、うまくコーディネートしていただけないかなという感じはします。

27年度の計画の中にそれを入れるのは無理かもわかりませんが、国が動き出すということは、数年後にそういう形で多分動いていくと思いますので、ぜひ、検討願えないかなと思います。

【瀧部会長】 いかがでしょうか。27年度は今、動いていますから、28年度からの計画の中に……。

【井上委員】 できれば、その途中で、多分、動かしているのです。

【瀧部会長】 1日でも1年でも早く入れればいいんですけども。

【玉田課長】 まず、先ほどの一般廃棄物のリサイクルのこういう仕組みだというお話は、私どもでも検討してみたいと思います。今までいろいろな講座の中で通常話していることだけでは、おそらく十分理解いただけない部分があるかもしれません。場合によっては、また委員ともご相談させていただきながら、来年、私ども、いろいろな住民の講座に出たりとかございますので。

それから、小型家電の関係でございますけれども、まだ国のほうの動きがいま一つよく見えないですし、指定の業者も4月以降決まるということで、県内でも結構取り組みしようかなという市町村はございます。そういう状況を踏まえながら、どういうふうにしていったら一番やりやすいか。あるいは、先ほど言われたような話ですと、国に対して仕組みの改善要望という形で、法で決まっておりますので、なかなか県のみで動けない部分もございます。

まずは4月以降、動いた中で、いろいろな市町村のご意見とかもあると思いますので、そういう中で国に要望を出していく部分、あとは、来年度予算は国のほうでもある程度の額の予算を確保したりしておりますので、その辺をうまく使えるように市町村にも情報提供していきながら、なるべく多くの市町村に参加いただいて、今、言われたように、出した方にも還元できるということになりますと、今の国のスキームとは違ったスキームになってまいります。その辺は国に対していろいろな場面で要望するとかいう形で取り組みたいと思っております。

いずれにせよ、動いてみてどうなのかというのが、私どものほうでも見えにくい部分がございますので、もう少し動き出してからの状況ということでご了解いただければと思います。

【戸谷部長】 これでは退席させていただくのですが、基本的に災害があったこと、原発問題が起きたことは、廃棄物行政にとってはとても大きな転機でございます。本日も委員の皆様方にはご意見を頂戴してはいますが、公が何をするか、行政が何をするかということが、これから非常に重く問われる時期が来ております。

今日、23年度のご説明をさせていただいて、24年度ももう終わる段階に入っておりますけれども、部会の委員の先生方にはご意見をいただき、次に向けて私どもは何をすべきかということを考えてまいりたいと思いますので、途中の退席になりますけれども、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【瀧部会長】 ありがとうございます。そのようなことですので、今後に向けて、県のほうでご検討いただけると理解したということで、大体この件についてはよろしいでしょうか。

では、イの千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン（案）について、事務局からよろしくお願いいたします。

【松尾室長】 それでは、千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドラインの案についてでございます。一昨年3月、ちょうど今ぐらいの時期に東日本大震災が起きました。岩手、宮城、福島、東北3県では非常に大きな被害が起きました。映像等がニュースでもかなり流れたところです。そのときに、千葉県でも地震そのものの被害、太平洋側の市、町におきましては津波による被害、東京湾沿岸、あるいは利根川沿岸の地域などでは液状化ということが発生していたところでございます。

県内でも、これらの災害等で、災害廃棄物と呼ばれているものが14万トン強発生したところでございます。特に、津波の被害が大きかった太平洋側でございます旭市におきましては、旭市1市の通常の3年分にも及ぶような災害廃棄物、8万トン程度が発生したところでございます。

廃棄物処理法の中には災害廃棄物というカテゴリーがございまして、事業活動に伴って発生するものではないということから一般廃棄物という扱いになっております。一般廃棄物につきましては、それぞれの市町村、自治体において処理するのが基本原則でございますが、通常の3年分もの廃棄物が一気に出てしまった。さらには、津波でございますの

で、いろいろなものが混ざり合った状態で発生したということで、なかなか1つの市では対応することが困難だという状況でございました。

このような状況で、私ども県と、きょう出席されております杉田委員が所属しております千葉県産業廃棄物協会との間で、災害時の協力関係についての協定を締結しております。この協定を発動させていただきまして、旭市の災害廃棄物の対応について、産業廃棄物協会のご協力をいただきまして、昨年5月までかかったところでございますが、おおむね片づけることができたところでございます。

この際に、災害が起きてまちの中は騒然としている状況で、廃棄物をどうのこうのというのはなかなか難しい部分があるかと思えます。そういう中でも復興・復旧に向けまして取り組んでいたわけですけれども、廃棄物の処理の仕方等にいろいろな課題が見えてきたということが聞かれるようになりました。これらの課題をどのようにしたら解決できるんだろうかということから、今回、県では、何かできないかということで、今日お示しします市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン（案）をつくっているところでございます。

お手元の配付資料4-1という概要を説明している資料がございます。それから、資料4-2「千葉県市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン（案）」ということでお示しさせていただいているところでございます。資料4-1をもとにお話させていただければと思います。

先ほど言いましたように、旭市での実際の災害廃棄物処理でいろいろ見え隠れしていた課題について取り組むということですが、実は、1の背景のところ、「県はこれまで、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針を策定し」と出ています。これは何かと言いますと、平成7年の阪神淡路大震災を踏まえて、当時の厚生省から震災廃棄物対策指針というものが示されております。これをもとに、千葉県に合った形で平成13年に策定し、震災が起きた際に市町村がどういうふうに対応するかということを示しております。市町村に対して、廃棄物処理計画を作成することを促していたわけでございます。ただ、平成17年度に中越地震を踏まえた形での改訂が一度入っております。

こういう形でもって、市町村に対して、一度、市町村の震災廃棄物処理計画をつくるための策定指針を示し、市町村に指導してきたところでございますが、多くの市町村で策定されているものの、まだ一部の市町村では策定されていないという状況もございました。

今回の災害の課題等を見る中で、実際に地震が起きてすぐ何をするか、どうするのだと

ということをもっとわかりやすく、すぐ対応できる形のものを用意する必要があるのではないだろうかということで、市町村に災害が起きたときの初期の段階での行動について、簡潔にわかるようなマニュアルを用意してください、そのマニュアルをつくるために、こういうガイドラインを示しますということで作成したものでございます。

ここに書いてございますように、東日本大震災の災害廃棄物処理における課題ということで、災害が起きたときの体制づくりや仮置き場の設置、仮置き場の管理、災害廃棄物の分別ということが課題で上がってきました。こういう課題を解決するために、災害が起きる前に、あるいは災害が起きたそのときどうするかということがとても大切で、また、初期対応がその後の廃棄物の処理計画に大きな影響を及ぼすということでございます。

例えば台風であれば、台風が来るというのがある程度わかるので、対応をとるための準備ができるのですけれども、地震の場合は、いつ起こるかわからないものでございますので、日ごろから準備しておく必要があるだろうということを念頭に置いております。

これまでに県が示している震災廃棄物処理計画策定指針は、災害廃棄物処理に関して網羅的な内容ということですが、厚さが100ページぐらいあるものでございます。かなり細かくは出ておりますが、初期の対応について、100ページのものを開くということであるとなかなか大変な部分もございます。で、災害発生直後から初期対応について簡便なマニュアルを各市町村で作成し、災害廃棄物処理計画とあわせて効率的な災害廃棄物処理を行えるようにしようということを目指しております。

市町村が災害廃棄物マニュアルを策定するために、既に平成17年に示している千葉県震災廃棄物処理計画策定指針を補完するとともに、マニュアル策定ガイドラインを示しまして、さらに、このガイドラインでこういうマニュアルをつくったらよろしいのではないのでしょうかというようなたたき台的なものを、お手元の資料4-2の54ページから63ページの部分に策定モデルということで示させていただいているところでございます。

このマニュアル策定ガイドライン（案）の特徴について、お手元の資料の裏面になりますが、詳細は別紙1ということで、A3判の大きな紙があるかと思えます。大きく4つの特徴を示しております。

1つは、災害発生時の初期対応に重点を置いて作成しているということでございます。左上のほうに、震災時における廃棄物処理対応フローということで、震災が起きたときの応急時ということで、まず、組織を設置する。それから、被害の状況を把握する。あるいは、ほかのいろいろな情報を収集する。災害廃棄物の量の推計、さらには、職員体制の整

備をする。廃棄物の種類や量といったものから、どういう仮置き場が必要になってくるか、どれぐらいの規模の仮置き場が必要になってくるかということになってきます。

この仮置き場の確保という四角の右側に、「震災廃棄物の分別を念頭において仮置き場を確保する」と書かせていただいております。旭市の実際の状況でも、現場で分別して来られる方もいらっしゃるし、みんな一緒に積んで来られてしまう方もいらっしゃいます。ただ、分別して持って来ていただければ、あるいは、仮置き場で分別して保管しておけば、管理やその後の処理が非常に効率的になっていきますので、現場での運び出しや仮置き場の設営に当たって、分別ということを念頭に置いてほしいということでございます。

ただ、旭市でも、分別をするようにレイアウトしたけれども、どうしても復旧・復興が急がれるので実際はぐしゃぐしゃになってしまうということもございました。ですから、やむを得ない部分もあるのかもしれませんが、ぐしゃぐしゃになってしまったものは、先ほどお話ししました産業廃棄物協会の方々のご協力で、現場で分別、手選別までしていただきまして、リサイクルできるものはリサイクルということでやる形になりますので、あらかじめそこまで、平常時から念頭に置いて考えておいてほしいということを示させていただきます。

それから、仮置き場に運ばれた廃棄物をその後、どういう形で処理するかということで、処理施設の確保ということで、日ごろから業界団体の方々との連携をとっておく必要があるということを示しております。

また、支援の要請ということで、「震災廃棄物の処理に関して、関係機関（県、近隣市町村等、民間産廃業者）へ支援要請」とありますが、県と先ほどの産業廃棄物協会のほかに、解体業組合やし尿関係を扱っております環境保全センター等と県は協定を締結しておりますし、県と全部の市町村の間での協定もございまして、こういったものを直ちに活用する必要があるかどうか、あるいは、活用するときはどうするのだということがわかるようにさせていただいております。

それから、応急時の震災廃棄物処理ということで、実際の計画に基づきまして、家屋の解体撤去、分別、処理ルート確保は順番でいきますから、ある程度来たときにこういうものを確保していく必要がありますと。

さらに、解体撤去事務手続きということで、実際にはいろいろな手続や優先順位がありますので、そういったものをきちっと定めておく。さらには、災害が起きたときの撤去等について、住民の方々に適切に、適時広報していく必要もあるだろうということ。

それから、ある程度たってからの復旧・復興ということで、実際問題、今回の災害でも、しばらくしてから建物を解体するという方もいらっしゃいます。そういった方々に対してどういうふうにしていくのかということ。

それと、災害時に対しまして、国から補助制度がございますので、その辺はどうするのだということ。補助制度はなかなか煩雑でございますので、どういう手続があって、どういう職員の方がいらっしゃるという事ですよということまでも、今回のガイドラインの中には入れさせていただいております。

こういう形で震災発生時の初期における対応について中心に書かせていただいております。

2つ目といたしまして、初動時の組織をどういう組織にしたらいいかということ、一つの案をマニュアルの中に示させていただいております。いろいろなものがございませけれども、廃棄物だけでもって組織をつくってしまって、市町村の中の災害対策本部との連携がとれないということでは困りますので、災害対策本部も含めて、市町村の中でいろいろな立場の方々を含めた形での組織体系を整備しておいてくださいということを示しております。

仮置き場確保や管理方法についてということで、先ほど来お話ししましたように、実際の分別や廃棄物保管場の管理等について、こういうものが必要ですというようなことを示させていただいております。

それと、今まで抜けていましたけれども、津波に対する対応についての考え方を入れさせていただいたという形になっております。

別紙2はガイドラインそのものの概要ということで、目次よりももう少し細かく記載したものでございますが、こういったものを示しながら、先ほどお話ししました厚さ10ページ程度のマニュアルを各市町村で整備してほしいということで、私どもとして、今後これを、皆様のご意見を伺いながら、最終版、成果品として出したときには、市町村に対して周知を図るわけですが、その際に、今までの市町村災害廃棄物処理計画の見直しだけではなくて、今までつくっていないところは新たにつくっていただくことを進めるとともに、あるところについては、あるからもういいんだということではなくて、今回のガイドラインとよく突き合わせて検討してほしいということで、マニュアルの策定を促進していきます。

また、マニュアルの見直し等につきまして必要な支援や助言を行うとともに、マニユア

ルを策定して、実際に1つの市だけではなくて、幾つかの市で連携をとらなければいけない部分も当然あるかと思imasので、そういう調整について県のほうでかかわっていきたいと考えております。

このマニュアルにつきまして、皆様のご意見を伺えればと思imasので、よろしくお願ひしたいと思imas。

【瀧部会長】 ありがとうございます。

では、今の事務局のご説明に対してご意見、ご質問がありましたらお願ひします。

【亀田委員】 震災に関してですけれども、今のマニュアルをつくるというのは絶対必要なことだと思imas。その中で、自分もいろいろなところを見に行つて、瓦れきがばあつとあつて、それをどうやって処理するか、仮置き場に置いて、衛生面をどういうふうにするか、最終処分をどうするかといったときに、今のこれで市にやれというのは、もちろんこれから市がやらなければいけないことだけれども、県の統一した、これからこういうものを出していくというのですけれども、その中で、最終処分、放射能とかは別にしても、今、14万トンが旭市で出た場合に、これがいろいろなところに出たときに、どのようにそれを処分していくかという具体的なものを県は持つて、これを出しているのかしら。燃やすなり、埋めるなり、何とかするという、そのどう出たらどうするのだというのを出して言っているのかどうかをお伺ひしたい。

【瀧部会長】 今の事務局でのご説明では、仮置き場のところまでのご説明のように伺えたということですね。ですから、その先をどう考えているのか、考えての仮置き場のお話までで終わっているのかということですね。

【亀田委員】 そうすると、イメージとしては、仮置き場がどこに必要なだといったときに、その地域でどのぐらいのものをどうしたらいいかというイメージを大体県が持つて、市町村と打ち合わせをしているのか、ただこれだけを出して、市町村にやっているのか、その辺だけお伺ひしたい。

【松尾室長】 説明が抜けてしまいましたけれども、1つには、このマニュアルの策定に当たりまして、実際に今回の被害が特徴的だった旭市や浦安市のお話を実際に伺いながら、また、全ての市町村にたたき台の段階で示させていただいて、ご意見も伺つて、また、産業廃棄物協会にもご意見を伺いながら、策定の作業を進めてきたものでござimas。

マニュアルは災害の初期のことを大前提に考えておりますので、このマニュアルにつきましては、仮置き場での管理までにかなり力が入つております。

市町村災害廃棄物処理計画策定指針のほうでは、実際に千葉でどうこうということではなくて、こういう規模であったらこういう積算でということは示させていただいておりますが、そこから先の廃棄物の最終処分についてまで、今の段階で県のほうで細かく示しているものではないところでございます。

【亀田委員】 旭市で今回、こういうふうになったときに、どのぐらいの時間がかかってしまったのか、瓦れきもたくさんいろいろ積んであって、幾つかになっていましたけれども、何日ぐらいかかって何カ月できれいになったのか。例えば、旭市にそれを置きかえた場合に、今回、これをつくったときには、それがどのぐらい短縮されてきれいになっていくのかといったイメージはわかるわけですね。その中で、最終処分というか、今まで半年かかったのが、今までの旭だったら3カ月ぐらいでいくだろう、それで施設が足りなかったら、それに投資していかなければいけない。それについては、国や県でお金を出して処理施設をつくらなければいけないとか、大体そういうところは。

【玉田課長】 実際のところ、そこまでのイメージまではしておりません。まず、市町村のほうで、被害想定を地域防災計画などでそれぞれ持っておりますので、そういう中からどのぐらいの量が発生するののかというところを各市町村で推計していただくこととなります。それに沿って、発生した場合にどう処理するののかというのは、各市町村の考え方になってくると。

実際に発生した場合に、1つの市で処理ができない場合には、旭市の場合もそうですけれども、近隣の市町村への協力要請や産業廃棄物協会との協定の中で、その辺の協力を得ながらやっていくという形をとりますので、もし、その被害がもっと大きかった場合は、東北地方のように焼却施設をそこにつくるとか、その次のステップになると思います。現状では、各市で持っている防災計画に基づいて、発生量を各市町村で見込んでいただいて、それに対する処理について考えていただくと。実際起きたときには、迅速性のために、さらにそれについて県とか協定を結んでいるものでやっていくということで、進みとしてはそういう形になります。

ただ、それをいかにスムーズにしていくかというためには、一番最初の段階でいろいろ想定しながらしておかないといけないだろうということです。

【亀田委員】 そういうのが出てきたときに、最終的にいろいろなところからこういう被害があったときにはこうなるのだよというのが出てきたときには、それなりに処理に対してもお金がかかると思うので、一回、出てきて、それを県のほうで考えて、きちっとし

たものをつくっていくという感じでいいのでしょうか。

【玉田課長】 基本的に、今回を見ても、災害に関して、国のほうからの支援というのが一番大きくなります。当然、そのような事態が起きれば、県としても必要な予算措置をすることになってくると考えております。

【亀田委員】 つくって、こういうふうになったといったときに、予算措置と、実行に移せるようなものを最終的にはつくり上げていってほしいということです。

【玉田課長】 わかりました。

【亀田委員】 お願いします。

【瀧部会長】 ほかにございますか。

【横山委員】 仮置き場の分別の件ですけれども、仮置き場に持ってきてもうらうときに、最初は分別を全く意識せずに持ってきてもうらうというイメージなののでしょうか。経験していただいて、置き場所を幾つかに分けることによって、その後の処理の仕方はすごく軽減されていくと思うのです。その辺を、この震災を体験した市といたしまして、分別を策定マニュアルの中に指示していただくことによって、市町村はすごく動きやすくなるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【松尾室長】 おっしゃるとおりに、搬入されるときに分別されているのが一番望ましいと考えております。ただ、実際に混ざってきってしまうかもしれない。やはり、仮置き場ではきれいに分別して、その後の対応ということで、マニュアルの案の中にも、最低限これだけは分けてくださいということで、木質系のものや金属、コンクリート、可燃物、その他不燃物、混合廃棄物という形でもって、最低限、木くずなどであれば燃料チップになったり、あるいは合板の原料になったりリサイクルという道もありますし、金属であれば有価物として処理することもできます。そういう最低限の分別は初期の段階からお願いしたいというふうにマニュアルの中で示させていただいております。

旭市の例では、危険物や家電リサイクル法に対応するものとかかなり細かく分別して、対応させていただきました。

【横山委員】 イメージとしてもっと具体的に、今、挙げられたことを指示する、区分けして持ってくる形に指示を出すという便利だよということをもっと——私、今日、これを拝見したので、全体がどうなっているのかわからないのですけれども、わかりやすいマニュアルのガイドラインで、ぱっとみればぱっとわかるようなことを指示していただくのが、やる側としては徹底しやすいと思いますので、その辺もう少し工夫をしていただければい

いのではないかなと思うのです。経験者の方からもお話をお願いします。

【杉田委員】 私ども産業廃棄物処理業界が、旭市の津波災害への対応について携わさせて頂いたのですが、どこに何があるかがわからなくなっていた状況でした。初期対応が大切だというのはそのとおりですが、当初は車も入れない状態でしたので、まず、自分の家のものを道路に出してもらったということがありました。それをトラックで片づけていく際に、初期の最初の時点では廃棄物が本当にぐちゃぐちゃでした。

その後、分別ができたはずなのですが、徹底できなかったがために混載のまま、処理施設に入ってきてしまったのと、慣れない人が廃棄物を堆積場に持っていきますので、よりぐちゃぐちゃにしまいました。堆積現場では、廃棄物を重機でどかしてしまうものですから、より混ざってしまったというのが今回大きな特徴だったと思います。

まず、初期の最初の段階で、廃棄物をどこに置くとか、次の段階はどこに置くという形も大切だと思いますし、また、分別できるところはいつからだということも明記しておいた方が良いと思います。普通の地震でしたら、どこに何があるかというのは想定できると思いますが、今回のように津波の場合は、廃棄物も危険物もみんなごちゃごちゃに混ざってしまいましたので、問題でした。先ほど言われたように、どこに危険物があったかは、廃棄物を取り除かないとわからないような状態でしたので、その辺が大きな問題でした。

それと、先ほどの説明にもありましたように、災害廃棄物は一般廃棄物なので、許可の関係で、私たちの産業廃棄物処理施設がほとんど使えない。私たちの施設は産業廃棄物の処理施設なので、災害廃棄物を処理するためには一般廃棄物の業許可を取らなければいけないので、そこで時間がかかってしまうのが問題でした。私たちの産業廃棄物処理業界も、災害時には貢献させて頂きたいのですが、災害廃棄物は一般廃棄物ですので、一般廃棄物であっても災害時に産業廃棄物処理施設にて円滑に災害廃棄物を扱えるように、カテゴリーの見直しを国に検討して頂きたい。特別管理廃棄物の感染性廃棄物は、感染性産業廃棄物の許可があれば感染性一般廃棄物を処理することができます。逆に言えば災害廃棄物を一つのカテゴリーにさせていただいて、できる人がやれるようなシステムをつくっていただければ、もっとスムーズにいくのではないかなと感じました。法規制の改正は千葉県だけではできないと思いますので、国と協議して頂くと共に、また県でできるところは県で施設整備していただければと思いました。

初期対応が非常に大切なのは私どもも感じましたし、慣れない人を一番初めに入れてしまうと、逆に仕事を増やしてしまうのも確かだと思いますので、集めれば良いということ

ではなくて、知識や技術を有している人や機材を投入する必要があることもうたっておいた方が良いのではないかと思います。今回は、建設業界の方々が一番初めに入りまして、廃棄物の分別についてはわからないので、トラックで運ぶだけが多かったのです。早く持ってこようという形で混ぜて、堆積現場へ持ってきてしまって、それが現場で分別等に時間がかかってしまったのが問題だったと思います。その辺がもう少しわかるように、初期対応の組織で、明確にさせていただく必要があると思います。

【瀧部会長】 よろしいでしょうか。あまり時間がないので、簡潔に。

【井上委員】 意見だけ。国が白紙撤回しましたけれども、放射性廃棄物を各県で処理しなさいということで、場所まで急に決めてやりましたよね。これを伺って、市町村、市町村と言っておられたのですけれども、混ざることも同時ですけれども、例えば、隣の市との境目あたりにごみがあったときに、その地域でやるのかという区別はまずできないと思うのです。ですから、国がやったようなことではなくて、どうしても県がイニシアチブをとってやらないことには、市町村任せにやってしまうと多分混乱してしまうでしょうし、無理が出てくると思うのです。それだけ、意見として。

【瀧部会長】 今のご意見、ご検討しておいていただきたいと思います。

【松尾室長】 ありがとうございます。ぱっと見てぱっとわかるというご意見ですとか、市町村じゃないとか、いろいろな課題があるかと思います。また検討して、生かしていきたいと思います。

【瀧部会長】 あと、せっかくこうやってマニュアルができていますので、防災の日って毎年やっていますが、ああいうときに、などに災害の対応も防災の日のメニューの中に入れておいていただくようなのも大切かと思います。マニュアルが実際に動くかどうかの検証を毎年やるのも必要かと思います。ひとつご検討いただきたいと思います。

【松尾室長】 ありがとうございます。

【瀧部会長】 ほか、飯田委員、よろしいですか。

【飯田委員】 分別のことなのですがけれども、日常、自分たちがしていることを常に頭の中に入れて、災害のときは、おそらく全てがパニックになっているし、食べるものとか飲み物とか、何かがなくなったときには考えは浮かばないと思うのです。分別にまでいかないと思うので、教育の中にも入れておかないと、その場になってやりなさいといっても、私はとても難しいかなという思いをいたしました。

大変なのですがけれども、常にそういうことを国民自身がみんなで行っていかうという方

向にいかないと、なかなか難しいのではないかなと思いました。

【瀧部会長】 ありがとうございます。冷静ではないので、そういう場でもうまく進むようなマニュアルにしておいていただきたいということだろうと思います。ひとつよろしくお願いいたします。

【松尾室長】 ありがとうございます。

【瀧部会長】 まだご意見あるかと思いますが、主だったものは出たと思いますので、このあたりでこの件については終了したいと思います。どうもありがとうございました。

では、最後のところですが、議事次第の2、その他に入りたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

【玉田課長】 それでは、事務局から最近の状況ということで何点かご説明させていただきたいと思います。資源循環推進課から2件、廃棄物指導課から2件、ご説明させていただきます。

先ほど井上委員からございました放射能を帯びた焼却灰等の関係でございます。お手元に「4市1組合の焼却灰等の保管状況」ということで、A3の縦判でございます。ご存じのように、福島第一原発の事故に伴いまして、県の北西部を中心に降り注いだ放射能のちり等がごみ焼却灰の中に濃縮されてしまったということで、8,000ベクレルを超えるものが出てきたということで、8,000ベクレルを超えるものにつきましては国が処理することになっておりますけれども、それまでの間、各地で保管しなければいけないと。

実際、こちらの図にございますように、松戸、流山、柏、印西地区環境整備事業組合からは8,000ベクレルを超える焼却灰が出てきたということで、一昨年8月にこちらの4市1組合から県に対して、一時保管場所を確保してほしいという要望をいただいたところでございます。

それを受けまして、私どものほうで手賀沼終末処理場の一部を使いまして一時保管場所を設置したということでございます。その間につきましては、住民の説明会ですとか、知事が最終処分場の絡みの中で国のほう、環境大臣に最終処分場の確保についての確認をとったとかいうことを踏まえながら進めてきたものでございます。

こちらの保管状況でございます。各市での1月末時点の保管状況ということで、下の赤枠を見ていただきますように、8,000ベクレルを超えるもので4,367トン、8,000ベクレル以下のもので約1,000トン、剪定した枝が1万4,875トンということで、剪定枝と一緒に混ぜて燃やすと非常に高い濃度のものが出てきてしまうという現象でござ

います。

一時保管場所は、印西市と我孫子市の境目のところにある場所でございます。ここで1月末で178トン、これは1月のデータでございます。2月末時点では345トンの8,000ベクレルを超える焼却灰の一時保管を行っているという状況でございます。

その次のページでございます。実際の保管場所の状況ということで、写真等を交えさせていただきます。手賀沼から利根川に向けて手賀川という川が流れておりまして、利根川とぶつかるところの手前に手賀沼終末処理場がございます。

この一番東側の三角形の土地を使って一時保管をしているということで、右側に保管の配置図ということで、No.1からNo.3、No.7、8、11、12の7棟が完成しております。No.4とNo.9を現在建設しておりまして、年度内完成ということで、年度内に9棟、さらに、青字については、来年度25年度に置くということで6棟建設予定、合計15棟でございます。1つのテント当たり、下の写真④にありますようなフレコンのバッグが2段積みで400程度おける形になります。

県では、この保管場所について、国の特別措置法に基づく基準に基づいて保管しているということで、周辺の放射線量についても測定しておりますけれども、いずれも0.08から0.09マイクロシーベルトぐらいということで、国の基準である年間1ミリシーベルトのための基準であります0.23マイクロシーベルトを下回っている状況で、周辺への放射能の影響なく保管をしているという状況でございます。

写真①が入口、②は建っているテント、写真④のような状態で2段積みで保管しているところでございます。上の配置図にあります管理棟は、千葉県環境財団に委託しておりまして、ここで24時間人が常駐して管理を行っているということでございます。

これがごみ焼却場の一時保管関係でございます。

次に、A4の横で、「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針のポイント」という2枚組の紙がございます。先に2枚目をめくっていただきまして、「放射性物質汚染廃棄物（指定廃棄物）の現状」ということで、いずれも資料は環境省作成の資料でございます。

これまでの経緯ということで、昨年1月1日に放射性物質汚染対処特措法が完全施行になりました。8,000ベクレルを超える焼却灰等の指定廃棄物は国が処分することになりました。

その前、23年11月11日に特措法に基づく基本方針が出されまして、指定廃棄物の

処理は排出された都道府県内で行うということで、千葉県内で発生したものは千葉県内で処理を行うという方針が出されております。

それから、この基本方針特措法に基づきまして、指定廃棄物の今後の処理の方針ということで環境省が昨年3月30日に方針を出しました。この中で、指定廃棄物が大量に発生し、保管が逼迫している都道府県では、平成26年度末を目途として、国が必要な処分場等を集約して設置するというので、国が処分場を設置する都県が、下にございますけれども、栃木、茨城、宮城、群馬、千葉の5県ということで、こちらについて処分場を設置して指定廃棄物を処理する形になりました。

昨年の4月から5月、千葉県では5月21日に、当時の環境副大臣の横光副大臣が知事に面談して協力要請があったと。

その後、栃木県と茨城県では9月に候補地の提示ということで、栃木県が矢板市、茨城県が高萩市、いずれも国有林の中ということでございますが、これを提示しましたけれども、地元の反発が起きて説明ができない、宮城、群馬、千葉については候補地は未提示という状況でございました。

この9月に提示した後、ずっと反対運動等の膠着状態が続きまして、地元への説明に国が入れないという状況が続いたところでございます。

その後、昨年12月に政権が変わりまして、自民党の政権になったと。そういう中で、今後これを進めるために、前政権での取り組みを検証して、これまでの選定プロセスを見直すということで、今年2月25日にこの方針が発表されたものでございます。

前政権の進め方の中での検証の結果として、①にありますように、市町村との意思疎通が不足していた、②として、詳細な調査や専門的な評価が不足していた、③として、各県の状況を踏まえた対応が不十分だったというのを出して、それを踏まえた今後の方針ということで、市町村長会議の開催や専門家による評価の実施、候補地の安全性に関する詳細調査の実施をしながら今後進めていこうということでございます。

「今後の取組」というところでございますけれども、千葉県については、2月27日に井上環境副大臣が知事と面談しております。知事からは、各市でひっ迫している状況、手賀沼の終末処理場で一時保管をしているという状況から、26年度末までの設置を強く求めました。あわせて、今後の方針にございます市町村長会議を早々にも開催いただきたいということで、4月にも開催いただきたいということで話されまして、県としても最大限の協力を行っていくということでお話ししたところでございます。

今、国のほうでは、②の専門家による評価の実施というところにあります、3月に専門家で構成される検討会を立ち上げるということで、3月16日、今週土曜日に第1回の会議が開催される見込みでございます。市町村長会議につきましては、今、各県と環境省で開催の日程を調整している状況でございます。本件においても、なるべく早く、4月中の開催ということで、国のほうと調整していきたいと考えているところでございます。

以上、放射性物質を含むごみ焼却灰の関係2点でございますが、簡単でございますけれども、説明させていただきました。

【森室長】 廃棄物指導課でございます。廃棄物指導課からも2点、ご報告させていただきたいと思っております。

まず、1点目が、お手元の「9月10日記者発表 君津市川谷における不法投棄に係る行政代執行について」という資料をごらんいただきたいと思っております。君津市川谷の位置は、あまりなじみがないと思っておりますので、お手元に別刷りで資料を添付させていただきました。千葉県の東西でいくとちょうど真ん中、南北でいくと若干南、真ん中の下ぐらいに位置するところですが、そこにおいて不法投棄に係る行政代執行をやりましたということで、1点お伝えしたいと思っております。

この現場において、丸囲みの中をごらんいただきたいのですが、「環境基準を大幅に超過するジクロロメタンなどが確認された」と書いてございます。大幅にと言いますのは、環境基準0.02mg/lに対して42mg/lと。どのぐらいの比率になるか計算すると、2,100倍ということで、「大幅に超過するジクロロメタンなどが確認された」と。ほかの物質としては、トリクロロエチレンなどの、有機塩素化合物も検出されております。

そうしたことから、昨年7月27日付で、行為者に対して措置命令を発しまして、撤去を命令しましたが、履行期限を過ぎても必要な措置が講じられなかったということです。

そこで、廃棄物処理法で、生活環境保全上、支障が生じる恐れがある場合には行政が代執行できるということで、先ほど申し上げたとおり、大幅に環境基準を超過してございますので、地域住民の健康被害が出る恐れがあるということで、2つ目のパラグラフになるのですが、地域の生活環境の保全を図るため、廃棄物の速やかな撤去が必要ということで、県が行為者等にかわって支障の除去を行っているということでございます。

当然のことながら、最後のパラグラフにありますとおり、「支障の除去等に要した費用については、行為者等に請求する」こととなります。

着工日については、下に書いてございますとおり、9月12日から着工しているもので

ございます。

これが1点目でございます。

引き続きまして、2点目でございますけれども、「新井総合施設（株）の第2期最終処分場の使用開始について」ということで、記者発表したものについて簡単にご説明させていただきたいと思っております。

まず、第2期最終処分場と書いてありますけれども、簡単に申し上げて、第2期ですから当然第1期があるわけですが、お茶わんのような全く別の器、縁が切られている器が2つあるとイメージしていただければわかりやすいかと思っております。第1期処分場については、丸囲いの3行目に「第1期処分場の保有水漏出の原因」と書いてありますが、第1期処分場は埋め立てを行っておりましたので、ある程度ごみが入っている状況です。

そういった状況の中で、露天ですから雨が降ることもございますし、廃棄物が保有している水もあるわけですので、そういった水を逃がすために、廃棄物処理場の底、おわんの底というイメージでいいと思うのですが、そこに配管を敷設して、水を排水する設備があります。それがうまく機能しなかったということで、保有水が上から、オーバーフローするような形で流出してしまったということでありまして、第1期処分場については停まっている状況です。そういった状況がありましたので、「第1期処分場の保有水漏出の原因を踏まえ、排水能力の向上などの見直しを行った」と。

そういう中で、第2期処分場については、別のお茶わんという形で説明させていただきましたけれども、その工事が第1期処分場が停まる前から行われていた状況であります。そういった中で、昨年10月末に第2期処分場の施設が完成しまして、事業者のほうから使用前検査申請が出されたと。要は検査をしてくださいという申請が出されて、廃棄物処理法の基準に適合しているということで、今年1月15日に第2期処分場の使用を認めることとしましたと。

なお、最後のほうに書いてあります第2期処分場に関する主な改善内容で、第1期処分場の原因を踏まえというふうに書いてありまして、その部分を説明させていただきたいのですが、2の（1）で、まず、保有水の排水能力を向上させるため、集水管という水を集める管があるのですが、その径を拡大しましたと。内径を60センチから100センチに大きくしましたと。第1期の場合は底の部分だけだったので、
「中段集水管の新設」、埋め立てをして10メートルごとに集水管を新設するという見直しを行ったと。

2点目として、保有水の漏出を防止するために、先ほどオーバーフローしたという言葉を使わせていただきましたけれども、そういうことのないように、埋め立て地の外縁のところに流出防止壁（コンクリート）を設置しましたと。

3番目ですけれども、第1期処分場については、ハード的に問題があったわけではなくて、維持管理上の問題として、埋め立ての仕方にも問題があったということで、管理運営や危機管理を向上するために維持管理マニュアルを改善して、維持管理の徹底を図って、新たに維持管理会議を設置するというソフトの面の対応もとったということで、先ほどのところに戻りますけれども、排水能力の向上などの見直しが行われましたので、廃棄物処理法の許可基準に合っているということを確認して、1月15日付で使用を認めたということでございます。

最後、これは第2期処分場の使用開始についてということで記者発表したものですが、なお書き以降で、先ほど申し上げた第1期処分場については、まだ改善策を行っていて、ある程度は改善されているのですけれども、まだ再開が認められるまでの状態には至っていないということで、引き続き搬入を停止して、井戸の水位測定や改善策を実施しているところでございます。

簡単でございますけれども、以上が廃棄物指導課からの説明でございます。

【瀧部会長】 ありがとうございます。

何か特にご意見はございますか。特になければ、このあたりで本日の委員会を閉めたいと思います。

事務局においては、本日の委員からのご意見を踏まえて、今後の施策展開などに当たっていただきたいと思っております。

委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただきましてどうもありがとうございます。本日は、このあたりで閉めたいと思います。

あとは事務局のほうにお渡ししますので、よろしく申し上げます。

【司会】 それでは、長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、千葉県環境審議会廃棄物リサイクル部会を終了とさせていただきます。いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございました。

— 了 —